

横浜子育てサポートシステム【会員用】事故対応マニュアル

1 こんなときは	子どもまたは提供会員自身のけが・病気	個人情報紛失	物損
	つぎの状況で発生したとき ① 援助活動中 ② 入会説明会、研修会、交流会などへの参加中 ③ ①②の往復途上や活動前後の時間 ④ 援助活動対象でない子ども(きょうだい児など)のけが・病気が起こり、提供(両方)会員が居合わせた	会員の個人情報を 含む書類などを紛失 したとき	会員の持ち物や 家具等を壊したと き

※保険の申請の有無に関わらず、事件・事故が起きた場合には、報告します。

2 すみやかに対応	子どもまたは提供会員自身のけが・病気	個人情報紛失	物損
	①応急処置・安全確保 ・周囲の協力を得るなどして、応急処置します。 ・子ども、提供会員の安全を確保します。		
	②受診要否の判断 ・必要時、119番通報し、救急車を呼びます。 ・受診の判断に迷ったら、受診します。	① 紛失したもの ② 場所 ③ 紛失の経緯	① メモに残し ② 撮影
	③保護者に連絡 ・保護者(利用会員)に連絡し、状況報告します。 ・提供会員のけが等で、援助活動が難しくなった場合も、利用会員に連絡し、子どものお迎えを依頼します。	紛失の状況を報告します。	物損の状態を報告します。
	④区支部に報告 ・状況が落ちついたら、事務局に状況報告します。		

	各区支部事務局
当日中に報告	火曜日～土曜日 9:00～17:00 休館日：月曜日、日曜日、祝日、年末年始 (月曜日が祝日の場合、翌日の火曜日も休館) TEL 045-582-7610 / FAX 045-582-7591

【保険の申請について】

- ・区支部から会員に、保険の申請をするかどうかの意向をお尋ねするとともに、保険申請の手続きについてご案内します。
- ・事故の報告をもとに、保険会社へ申請をします。
- ・書類作成等の手続き及び連絡は、会員、区支部事務局、保険会社の三者で行います。

【会員の方からご報告いただいた事件・事故情報の取扱について】

- ・死亡事故や治療期間が30日以上、重篤な事故等が発生した場合、区支部事務局経由で横浜から厚生労働省及び消費者庁に報告を行うよう、定められています。
- ・事故等の内容によっては、区支部事務局・区子ども家庭支援課・本部事務局の担当者が、事故の詳細や発生場所の様子などをお聞きする場合や、早めの援助活動報告書の提出をお願いする場合があります。

【ヒヤリハットの報告について】

- ・ヒヤリハット事例があった際は、別紙の「ヒヤリ・ハット報告書」にてご報告ください。
- ・皆さんから集まったヒヤリハット事例は、今後の事故予防のために活用していきます。

※提供・両方会員は研修資料「提供・両方会員としての心構え」をご参照ください。

全会員「事故対応マニュアル」の基本的な流れは変わりません。